古紙·衣類·携帯電話一斉回収

日時● 10 月 23 日(土) ※雨天延期[予備日 10 月 30 日(土)雨天の場合中止] 午前 9 時~ 11 時 回収場所●役場附属棟前、西古内グラウンド駐車場、久賀小、旧常磐小、中村小 回収するもの●

- 古紙類(新聞紙、雑誌類、チラシ、段ボール)
- 衣類全般(シャツ、セーター、タオル、シーツ、毛布)
- 携帯電話(スマートフォンを含む)

注意事項●

- 毛布、シーツは裁断せず縛ってお持ちください。
- 衣類は、袋に入れるか、縛ってお持ちください。
- ・回収日の前日など、回収日以外に置いていくことのないようにお願いします。
- ・布団、座布団、じゅうたん、マットレス、バッグ、濡れた衣類は、回収しません。
- 携帯電話、スマートフォンは、個人情報保護のためデータの削除をお願いします。

お問合せ●生活環境課環境係 ☎ 76-5406

多古中央病院の職員募集

令和4年4月1日採用

職種・人数●看護師(准看護師も可) 1名、理学療法士1名、 社会福祉十1名

提出書類●履歴書(写真添付)と各職種の免許証など資格証 の写し

> ※資格取得見込者・卒業見込者は、卒業見込証 明書・成績証明書

応募方法●11月30日(火)までに関係書類を提出(郵送可) 試験期日●後日通知します。

提出先・お問合せ●〒 289-2241 多古町多古 388-1 国保多古中央病院庶務係 **☎ 76-2211**





令和4年度 小学校へ入学する皆さんへ

来年度、小学校に入学予定のお子さんを対象に、就学時健康診断を行います。 当日は、保護者または代理の方が必ず付き添いの上、受診をお願いします。 なお、通知文および問診票は、**10月上旬に郵送予定**です。

対 象●平成 27年4月2日~平成28年4月1日生まれの方

時● 10 月 22 日(金) 午後 1 時 5 分~ 45 分まで受付

場 所●町民体育館

検査内容●内科・歯科・眼科・耳鼻科など

持 参 物●母子手帳、問診票

お問合せ●コミュニティプラザ内 学校教育課学校教育係 **☎ 76-5411**





マイナンバーカードがますます便利に!

10月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えます。

※事前に健康保険証の利用申請が必要です。

スマートフォンの場合「マイナポータル AP」をインストールのうえ、 お申し込みください。

スマートフォンをお持ちでない方などは、セブン銀行 ATM でお申し込みができますので、ご利用ください。

お問合せ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405



※ステッカー・ポスターの 実際の色はオレンジです

マイナンバーカードの申請をサポート!

多古町在住の方を対象に、役場職員が写真撮影を行い、マイナンバーカードの 申請をお手伝いします。申請サポートは無料です!

10月31日(日) 先着26_{名様}!要予約!

日時 ● 10 月 31 日(日) 午前 9 時~正午、午後 1 時~ 4 時 30 分

予約受付● 10 月 **6** 日(水)午前 9 時から [**先着 26 名様**] ※住民係(**☎ 76-5401**)**電話にて予約受付場所●**役場 1 階 住民課住民係 **所要時間●** 1 人あたり約 20 分

必要書類●1.本人確認書類 ※原本をお持ちください。

書類 A. 下記のものから 1点(顔写真付きのもの)

【運転免許証、パスポート、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、 住民基本台帳カード(写真付き)、在留カード、身体障害者手帳など】

書類 B. 下記のものから 2 点(「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類) 【健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、 医療受給者証、学生証、社員証 など】

2. 個人番号カード交付申請書(通知カードについている申請書)

※個人番号カード交付申請書がない場合や、記載されている氏名や住所に 変更がある場合は、本人確認書類のみお持ちください。

注意事項

- カードの申請、受取の際は、必ず申請者本人がお越しください。カードのお渡しは、約 1 カ月程度時間がかかります。
- 来庁の際は、マスクの着用、手指消毒をお願いします。写真はマスクを外して撮影するため、風邪などの 症状がある方はご遠慮願います。

お問合せ●住民課住民係 ☎ 76-5401

国保加入者の傷病手当金適用期間延長

12月31日

国民健康保険加入者の、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間が延長されました。 なお、傷病手当金の申請は一定の要件を満たした場合に限ります。

用期間 令和2年1月1日~令和3年12月31日までの間

※ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで

対象者(①~③すべてに該当する方)

- ①国民健康保険被保険者
- ②お勤め先から給与の支払いを受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、勤務ができなかった方
- ※医療機関の証明・事業主の証明が必要になります。

申請方法 住民課国保年金係 ☎ 76-5405 までご連絡ください。 申請用紙を郵送します。

また、町ホームページからも、申請書類がダウンロードできます。



7 広報**た**こ 2021.10